

報道発表資料

2025年10月17

日

自然環境

野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について（陽性確定 北海道苫小牧市（野鳥国内 1 例目））

北海道苫小牧市で令和 7 年10月15日（水）に、オオタカの死亡野鳥 1 羽が回収され、国立研究開発法人国立環境研究所で遺伝子検査を実施したところ、同年10月17日（金）に高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）が検出された旨の報告がありました。

本事例は、今シーズンで 1 例目の野鳥における高病原性鳥インフルエンザの確認事例となります。

国内単一箇所で高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたことから、野鳥サーベイランスにおける全国への対応レベルを令和 7 年10月17日（金）付けで「対応レベル 2」に引き上げ、野鳥における監視を強化します。

詳細情報

		場所		検体情報		簡易検査		遺伝子検査		野鳥監視重点区域
	回収日	都道府県	市町村	検体の種類	鳥種名	結果判明日	結果	結果判明日	結果	指定日
野鳥国内 1	10/01/25	北海道	苫小牧市	死亡野鳥	オオタカ	10/15	陰性	10/17	H5亜型高病原性鳥イン	10/17

留意事項

■ 野鳥サーベイランスの対応レベル引き上げについて

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルについて、本日付けで「対応レベル2」に引き上げ、全国での野鳥における監視やウイルス保有状況調査を強化します。

対応レベル

対応レベル1	発生のない時（通常時）
対応レベル2	国内単一箇所において、野鳥、家きん及び飼養鳥（※）で高病原性鳥インフルエンザの感染が確認された場合（国内単一箇所発生時）
対応レベル3	国内単一箇所発生から28日以内に国内の他の箇所において、野鳥、家きん及び飼養鳥で感染が確認された場合（国内複数箇所発生時）

※ 環境試料（糞便、水等）や哺乳類から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された場合を含む

■ 留意事項

（１） 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活において鳥の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをいただければ、過度に心配する必要はありません。国民の皆様におかれましては、冷静な行動をお願いします。

（２） 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道府県や市町村役場に御連絡ください。

（参考）野鳥との接し方について

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf

【取材について】

現場周辺での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。

【公表について】

環境省では、野鳥監視重点区域の設定又は解除により対応レベルに変更がある場合、野鳥等において鳥インフルエンザに由来する大量死が確認された場合など、緊急性が高い場合には報道発表を行い、その他の場合には、下記環境省ホームページで鳥インフルエンザの発生状況を公表しています。

【参考情報】

- ・ 高病原性鳥インフルエンザに関する情報（環境省ホームページ）

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html

- ・ 野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html

連絡先

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

代表 03-3581-3351

直通 03-5521-8285

室長 佐々木 真二郎

室長補佐 佐藤 大樹

係長 河邊 健

担当 堀内 聖矢

関連情報

関連Webページ

- ▶ [高病原性鳥インフルエンザに関する情報](#)